

介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護利用約款

説明者 _____

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設センチュリー21（以下「当施設」という）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（以下「短期等入所療養介護」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が当施設に介護老人保健施設「短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を提出したのちは令和5年4月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

②弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。き

ます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（当施設からの解除）

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期等入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
＊なお、④にて支払われない場合、連帯保証人方へご請求させていただきます。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期等入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日（但し、10日が土日となる場合は週明け月曜）に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。（退所日に一括精算する方法でも可）
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の短期等入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録及び診療録等を作成した日より5年間保存します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合

その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期等入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者、身元引受人、又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期等入所療養介護に対し

ての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 短期等入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

介護老人保健施設センチュリー21のご案内
(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団明星会 介護老人保健施設センチュリー21
- ・開設年月日 平成8年 6月20日
- ・所在地 岐阜県加茂郡富加町夕田380番地
- ・電話番号 (0574)54-3321 ・ ファックス番号 (0574)54-1528
- ・管理者名 深見 光樹
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(2151380017号)

(2) 介護老人保健施設の目的等と運営方針

介護老人保健施設は、看護および医学的管理の下で、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるように、短期等入所療養介護や通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(以下「通所等リハビリテーション」という。))といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的としています。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜間	業 務 内 容
・医 師	1	1	—	疾病の診断と治療
・看護職員	9	—	1	医師の指示による看護業務
・薬剤師	—	—	—	・・・
・介護職員	22	7	3	自立の支援、日常生活の充実の為の適切な介護
・介護支援専門員	1	—	—	施設サービス計画の作成
・支援相談員	2	—	—	施設利用相談・家庭復帰指導・生活指導相談等
・理学療法士	(兼)2	(兼)1	—	諸機能の維持回復・生活自立に必要なリハビリ
・作業療法士	(兼)3	—	—	同 上
・言語聴覚士	—	—	—	・・・
・管理栄養士	1	—	—	利用者の献立と栄養指導
・マッサージ師	—	—	—	理学療法士の指示により、マッサージを行なう。
・事務職員	2	—	—	施設財務管理その他の事務
・その他	3	—	—	施設管理等

(4) 利用定員 短期等入所療養介護の利用定員は、利用者が申込みをしている当該日の介護保険施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(5) 通所定員 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 7時30分 ～ 8時00分
昼食 12時00分 ～ 12時30分
夕食 18時00分 ～ 18時30分
- ⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑧ 機能回復訓練(リハビリテーション・レクリエーション)
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス(希望に応じて実施します。)
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス(何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所等リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人 録三会 太田病院
 - ・住 所 美濃加茂市太田町2825番地
- ・協力医療機関
 - ・名 称 医療法人 慈成会 杉山クリニック
 - ・住 所 加茂郡富加町羽生1481番地-2
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 あまいけファミリー歯科
 - ・住 所 加茂郡富加町羽生1071番地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会・・・できるだけ頻繁に面会に励行してください。

- ・外出・外泊・・・原則として前日までに申し出てください。送迎は家族で行ってください。
- ・飲酒・喫煙・・・飲酒及び喫煙は施設内・施設敷地内はできません。
- ・火気の取扱い・・・原則として火気の手扱いはできません。
- ・設備・備品の利用・・・貸与備品や設備の手扱いは丁寧に取り扱ってください。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・・必要最小限にとどめてください。
- ・金銭・貴重品の管理・・・多額の金銭や貴重品等は所持しないようにしてください。当面不要な金銭は事務所にて「預かり金管理」を行いますので申し出てください。
- ・外泊時等の施設外での受診・・・入所中は医療保険が使用できませんので注意してください。協力病院で診察される場合は支払いは施設から行ないます。この場合「センチュリー21に入所中、外泊(出)中」と申し出てください。
- ・ペットの持ち込み・・・持ち込みはできません。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等を設置して万全を期しております。
- ・防災訓練 年2回以上行ないますのでご協力いただきます。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が在籍していますので、お気軽にご相談ください。(電話0574-54-3321)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付窓口に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙2>

短期入所療養介護について
(令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期等入所療養介護の概要

短期等入所療養介護は、要介護者及び要支援者をご自宅で生活していただけるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上を図り、もって要介護利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るほか、要支援利用者の生活機能の維持又は向上を図るため各種サービスを提供します。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画を作成しますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくことになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)

介護老人保健施設短期入所療養介護費(I) i 及びiiiにて算定

短期入所療養介護

	多 床 室	従来型個室
・要介護1	830円	753円
・要介護2	880円	801円
・要介護3	944円	864円
・要介護4	997円	918円
・要介護5	1,052円	971円

介護予防短期入所療養介護

	多 床 室	従来型個室
・要支援1	613円	579円
・要支援2	774円	726円

*送迎加算(入所時および退所時に送迎を行なった場合)片道につき184円加算されます。

ただし、通常の実施区域外の利用者の送迎の場合は、片道500円を申し受けます。

*夜勤職員配置加算(基準以上の夜勤職員を配置した場合)24円/日加算されます。

*個別リハビリテーション実施加算(医師・看護職員・理学療法士・作業療法士等が共同して個別リハビリテーション計画を作成し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士が個別リハビリテーションを行う場合)240円/日加算されます。

*老短認知症行動・心理症状緊急対応加算:200円(7日を限度)

*緊急短期入所受入加算:90円(14日を限度)

*若年性認知症利用者受入加算(初老期における若年性の認知症の方を受け入れる場合)120円/日加算されます。

*重度療養管理加算:120円

*療養食加算(医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合)8円/回加算されます。

*緊急時施設療養費(入所者の病状が著しく変化し緊急時治療管理が行われた場合)518円/日加算されます。

- * サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(介護職員総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上の場合)22円/日加算されます。
- * 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ): 利用総保険内点数の7.5%
- * 当施設が提供する介護サービスの利用料は、厚生労働省が定める法定代理受領サービスについて、介護保険負担割合証の割合に基づき支払いを受けるものとする。

(2) その他の料金

①食費 1,680円/日(税込・*注)

・朝食 410円 ・昼食 660円(おやつ代を含む)・夕食 610円

②滞在費(療養室の利用費)/1日当たり(*注)

・従来型個室 1,728円

・多床室 437円

(*注): 上記①及び②において、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく上限となります。

③入所者が選定する(※)特別な療養室料(税込) 特別室 2,800円/日

個室 1,800円/日

2人室 650円/日

※特別室・個室・2人室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

④理美容代 実費(1,500円~)

⑤日用品費 165円(税込)/日

(シャンプー・ボディソープ・ティッシュペーパーなど、施設で用意する、日常生活で利用される消耗品の範囲)

⑥教養娯楽費 165円(税込)/日

(レクリエーションの参加に応じて材料費相当額を負担)

⑦洗濯代 550円(税込)/回

⑧TVリース代 110円(税込)/日

⑨電気代(電気毛布、テレビ等) 1点につき 100円(税込)/日

(3) 支払い方法

- ・毎月10日(但し、10日が土日となる場合は翌明け月曜)に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。入所契約時にお選びください。

<別紙3>

個人情報の利用目的
(令和4年11月1日現在)

介護老人保健施設センチュリー21では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －月1回発行される当施設の広報誌(明星会新聞)への写真等の掲載

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供